

## 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文及び最終試験審査基準

小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文審査会要項第5により、博士論文及び最終試験の審査基準を定めるものである。

### (審査事項)

- 1 博士論文は、次に示す事項について審査する。
  - (1) 論文テーマの重要性（論文テーマの学術的・社会的意義及び貢献が明確に意識されているか）
  - (2) 論述の一貫性（テーマに沿って問題が適切に設定され、論述が一貫し、結論が明確に述べられているか）
  - (3) 先行研究及び関連研究に関する理解（計画されている研究テーマに関する先行研究及び関連研究が十分に渉猟され、適切に理解されているか）
  - (4) 研究方法の妥当性（研究方法は、テーマ及び問題設定にふさわしいものか、また、資料・データの取り扱いや分析結果の解釈は妥当か）
  - (5) 独創性（テーマ、問題設定、研究方法又は結論等に評価すべき独創性があるか）
  - (6) 体裁（引照が適切に行われ、学術論文としての体裁が整っているか）

### (最終試験)

- 2 最終試験は、次に示す事項について筆答試験又は口答試験により行う。
  - (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識を有するか
  - (2) 当該専攻分野に関連する分野の基礎的知識を有するか（語学を含む）

### (審査評価)

- 3 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文審査会（以下「審査会」という。）による評価は、博士論文審査及び最終試験について、それぞれ合格又は不合格とする。審査会は、学生に適切な助言指導を行うとともに、不合格とされた学生に対しては、その理由を説明する。

### (博士論文指導Ⅲの成績評価)

- 4 博士論文指導Ⅲの成績評価は、審査会で博士論文審査及び最終試験の両方が合格とされた学生について、研究指導教員が小樽商科大学大学院商学研究科履修細則第6条に基づき、秀、優、良、可のいずれかの評価を行う。

### 附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。